

れいわ  
令和6年度版

ねんどばん

れいわ ねん  
令和6年  
がつ にち  
4月1日からの利用



なわてはれあいきょうい  
教室

にゅう しつ あん ない

入室案内



しじょうなわてしきょういくいいんかい きょういくぶ せいしやうねんいくせいが  
四條 躰市教育委員会 教育部 青少年育成課

〒575-8501 しじょうなわてしなかのほんまち  
四條 躰市中野本町1-1

でん わ  
電 話：072-877-2121

0743-71-0330

ふあっくす  
ファックス：072-877-8300

たいしょうじどう  
対象児童

しじょうなわてし きよじゆう しょうがっこう がくねん がくねん じどう  
四條畷市に居住する、小学校1学年から6学年までの児童

かいしつじかん かいせつばしょ  
開室時間・開設場所

- ★ 平日：放課後から午後6時30分まで
  - ★ 土曜日、春・夏・冬休み、学校行事等の振替休業日：午前8時から午後6時30分まで  
(原則午前9時30分までに登室してください)
  - ★ 午後6時30分から午後7時まで時間外利用可能(詳しくは4ページに記載)
- ※休室日：日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

| めい しょう<br>名 称     | ぼしゆうにんすう<br>募集人数 | しょ ざい ち<br>所在地  | でん わ 話<br>電 話 |
|-------------------|------------------|-----------------|---------------|
| くすのきふれあい教室        | 80人              | 市立くすのき小学校内      | 072-877-1804  |
| おかべ 岡部ふれあい教室      | 120人             | 市立岡部小学校内        | 072-879-6020  |
| しじょうなわて 四條畷ふれあい教室 | 120人             | 市立四條畷小学校内       | 072-878-7150  |
| みなみ 南ふれあい教室       | 80人              | 市立四條畷南小学校内      | 072-878-0120  |
| しのぶがおか 忍ヶ丘ふれあい教室  | 120人             | 市立四條畷中学校内小 中連携棟 | 072-877-2054  |
| たわら 田原ふれあい教室      | 80人              | 市立田原小学校内        | 0743-78-8079  |

もうしこみにんすう ぼしゆうにんすう へんこう  
※申込人数によっては、募集人数を変更することがあります。

りようりょうとう  
利用料等

利用料は児童1人につき月額7,000円です。なお、同一世帯で2人以上が同時に利用する場合、一番下の学年の児童は全額、その他の児童は半額とします。

あわせて、利用料以外に保護者負担として、おやつ代・雑費代月額1,300円が必要です。

なお、利用がなかった場合でも、利用許可書発行後は利用料をお支払いいただく必要があります。利用開始日までに利用をやめる場合は辞退届を、利用開始日以降に利用をやめる場合は退室届を、各ふれあい教室または青少年育成課・田原支所にご提出ください。

退室届を提出される場合は、退室日がその月の15日までの場合は半月分、16日から末日までの場合はその月1か月分の利用料とおやつ代をお支払いいただく必要があります。

また、欠席した場合の日割りはありませんので、ご了承ください。

※利用料等を滞納された場合は、退室していただくことがあります。

また、次年度の利用をお断りすることがあります。

利用料は、課税状況などにより減免される制度があります。詳しくは4ページをご確認ください。

りようもうしこ  
利用申込み

りようもうしこ まいねんどひつよう  
※利用申込みは毎年度必要です。

げんざい きょうしつ にゅうしつ じどう わす てつづ おこな  
現在ふれあい教室に入室している児童も忘れずに手続きを行ってください。

ていしゅつしよるい  
《提出書類》

りようもうしこみしよ もうしこみじどう にん ぶ  
【1】利用申込書 申込児童1人につき1部

にゅうしつようけん かくにん しよるい にゅうしつ じゆんい き しよるい  
【2】入室要件を確認する書類（入室の順位を決める書類となります。）

つぎ ①～⑤にあてはまる場合は、必要書類を【1】と一緒に提出してください。

| ばんごう<br>番号 | にゅうしつようけん<br>入室要件               | ひつようしよるい<br>必要書類   | ぶすう<br>部数                            |
|------------|---------------------------------|--|--------------------------------------|
| ①          | ほごしや しゆつろう<br>保護者が就労している        | しゅうしつしよるいしよ (じやうぎやうのひと しゅうしつしよるいしよに加えて、直近の確定申告書の写しまたは開業届の写しを添付してください。)<br>*共働き家庭は、両親ともに提出してください。 | かてい<br>1家庭につき<br>ぶていしゅつ<br>1部提出      |
| ②          | ほごしや ざいがくちゆう<br>保護者が在学中である      | ざいがくしよるいしよ<br>在学証明書  |                                      |
| ③          | ほごしや しつぱい ぶしやう<br>保護者が疾病・負傷している | いし しんだんしよなど<br>医師の診断書など  |                                      |
| ④          | ほごしや しやう<br>保護者に障がいがある          | しやうがいしゅてちやう づつ<br>障がい者手帳の写し  |                                      |
| ⑤          | じどう しやう<br>児童に障がいがある            | じどうじやうきやうしんたてしよ<br>児童状況申立書<br>*指導の参考にするので、児童の様子を具体的に記入してください。<br>*障がい者手帳の写しを添付してください。            | にん じどう<br>1人の児童に<br>ぶていしゅつ<br>つき1部提出 |

た ひつようしよるい  
【3】その他必要書類

つぎ ばんごう ①～⑤にあてはまる場合は、必要書類を【1】と同時に提出してください。

| ばんごう<br>番号 | にゅうしつようけん<br>入室要件   | ひつようしよるい<br>必要書類   | ぶすう<br>部数                            |
|------------|---|--|--------------------------------------|
| ①          | ねんい ない<br>5年以内にふれあい教室を<br>りようしてあり、口座振替登録<br>を既にしている、同じ口座を<br>ひきつづきりようする | なわてふれあい教室利用料口座振替等追加依<br>頼書<br>*別の口座を利用する/いいえ の人は、利用<br>決定時に同封される口座振替依頼書を金融機関<br>の窓口へ提出してください。  | かてい<br>1家庭につき<br>ぶていしゅつ<br>1部提出      |
| ②          | おやかてい<br>ひとり親家庭である  | ひとり親家庭医療証の写し   |                                      |
| ③          | じどう せいかつ はいりよ ひつよう<br>児童の生活に配慮が必要ま<br>たは支援学級に入室予定                       | じどうじやうきやうしんたてしよ<br>児童状況申立書<br>*指導の参考にするので、児童の様子を具体的に<br>記入してください。  | にん じどう<br>1人の児童につ<br>ぶていしゅつ<br>き1部提出 |
| ④          | げんめんだいしやうせたい<br>減免対象世帯である<br>(4ページをご覧ください。)                             | 【1】の「2 利用料減免を申請する」に○<br>生活保護受給者証または、令和6年源泉徴収票<br>や確定申告書の写しを添付してください。<br>※確定申告書の写し等が間に合わない場合は、<br>3月末までに別途、減免申請書に添えて提出し<br>てください。提出が遅れると、4月からの減免に<br>間に合わないことがあります。 | かてい<br>1家庭につき<br>ぶていしゅつ<br>1部提出      |

りようけつてい  
利用決定

申込み書類を確認し選考の上、2月上旬から下旬に「ふれあい教室利用許可書」を郵送します。選考は次の表に定める基準によって決定します。利用できない場合、2月末までに「入室保留通知」を郵送します。その児童は、欠員が出るまで「待機」となります。なお、利用料等の滞納がある場合は入室不許可となるため、ふれあい教室をご利用いただけません。

提出書類【2】①～⑤の書類は、選考の根拠資料となるため、提出漏れがあると選考順位が下がります。必ず、あてはまる全ての書類を揃えてお申込みください。

<入室選考基準表>

| 大区分 | 対象となる児童                      | 小 区 分        |        |    |
|-----|------------------------------|--------------|--------|----|
| A   | 保護者が①就労・在学<br>②疾病・負傷<br>③障がい | 1学年の児童       | A1     |    |
|     |                              | 2学年の児童       | A2     |    |
|     |                              | 障がいの<br>ある児童 | 3学年の児童 | A3 |
|     |                              |              | 4学年の児童 | A4 |
|     |                              |              | 5学年の児童 | A5 |
|     |                              |              | 6学年の児童 | A6 |
|     |                              |              | 3学年の児童 | A7 |
| B   | 未就労家庭の<br>障がい児童              | 1学年の児童       | B1     |    |
|     |                              | 2学年の児童       | B2     |    |
|     |                              | 3学年の児童       | B3     |    |
|     |                              | 4学年の児童       | B4     |    |
|     |                              | 5学年の児童       | B5     |    |
|     |                              | 6学年の児童       | B6     |    |
| C   | 保護者が①就労・在学<br>②疾病・負傷<br>③障がい | 4学年の児童       | C1     |    |
|     |                              | 5学年の児童       | C2     |    |
|     |                              | 6学年の児童       | C3     |    |
| D   | 未就労家庭の<br>児童                 | 1学年の児童       | D1     |    |
|     |                              | 2学年の児童       | D2     |    |
|     |                              | 3学年の児童       | D3     |    |
|     |                              | 4学年の児童       | D4     |    |
|     |                              | 5学年の児童       | D5     |    |
|     |                              | 6学年の児童       | D6     |    |

- ※ 児童の利用選考基準は、小区分A1～の順とする。
- ※ 同順位の場合は事務局で厳正なる抽選を行う。
- ※ 利用料等を納期限までに払えない正当な理由があり、利用料等を分割などで納付しているものについては、基準の一番下位となる。その際は学年の低い児童の利用を優先する。
- ※ 障がい児童とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持しており、市長が認める者とする。

じかがいりよう  
時間外利用

● 時間外利用時間

ふれあい教室開室日の午後6時30分から午後7時まで

※通常のふれあい教室開室時間は午後6時30分までです。

● 時間外利用料

児童1人につき月額700円

※同一世帯で2人以上が同時に利用する場合、一番下の学年の児童は全額、その他の児童は半額とします。申込みをした時点で利用料が発生しますので、ご注意ください。

りようりよう げんめん  
利用料の減免

手続きは保護者による申請制となっています。減免は申請月からの適用となり、遡ることはできません。(ただし、離婚等の事由の場合は、発生日の翌月からの適用となります。)

入室決定後でも、減免申請は随時受け付けています。

確定申告等で添付書類が間に合わない人は、入室決定後3月末までに提出してください。

| 減免要件                  | 利用料                | じかがいりようりよう<br>時間外利用料              |
|-----------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 生活保護法による被保護世帯         | 免除                 | 免除                                |
| 当該年度分の市民税非課税世帯でひとり親世帯 | 2,800円<br>(利用料の4割) | 280円<br>(じかがいりようりよう<br>時間外利用料の4割) |
| 上記を除き当該年度分の市民税非課税世帯   | 4,200円<br>(利用料の6割) | 420円<br>(じかがいりようりよう<br>時間外利用料の6割) |

■ お申込み前に、以下について必ずご確認ください、  
同意の上でお申込みください。

ふれあい教室へのお迎え及び土曜日・夏休みなど朝から開室しているときのお送りは、必ず保護者または保護者に代わる大人の人にお問い合わせいたします。

※高学年の下校と同時であれば、通学路に安全管理員などがいて児童の安全が確保できるため、高学年のきょうだいと一緒に帰ることができます。

ふれあい教室への車での送迎はできません。

ふれあい教室の利用は、通常で午後6時30分、延長利用を申し込んだ場合は午後7時までです。延長利用を申し込まずに午後6時30分を超えることが多かった場合、その場で延長利用を申し込んでいただくことがあります。延長利用を申し込んでいても午後7時を過ぎることが多く改善されない場合、退室していただくことがあります。

日常生活における注意

★ 昼食

学校の休業日（土曜日、春・夏・冬休み、学校行事などの振替休業日）には、お弁当を持たせてください。現金や即席食品は持たせないでください。

★ 欠席等の連絡

ふれあい教室を欠席、遅刻、早退するときは、事前にご連絡ください。また、学校休業日（土曜日・長期休業日など）は、当日の午前9時30分までに必ず連絡してください。特に1年生については、連絡なく欠席された場合、保護者に確認の連絡をさせていただきます。児童の安全のため、欠席連絡は必ずお願いいたします。

★ 児童の健康管理

体調のすぐれない児童は、健康状態が回復するまでお休みしてください。インフルエンザ等で、学校の措置により学級（学年）閉鎖された場合、対象の児童はその期間ふれあい教室に登室できません。

ふれあい教室において生じた怪我、病気については応急処置のみとなります。怪我の大きさ等により病院に行く場合は、保護者に連絡し、判断をお伺いすることがあります。その場合、病院へお迎えをお願いします。

なお、治療費等の実費は保護者負担となります（保険が適用できる場合があります）。

ふれあい教室と保護者との連絡

児童の生活指導などに関し、「おたよりカード」を配布するので、児童の日常生活での留意点は、必ず指導員に報告してください。

ふれあい教室からの連絡事項には、必ず確認したサインをしてください。

利用料の納入方法

本市公金取扱金融機関の口座振替を利用してください。初めてふれあい教室を利用する人や口座振替がまだの人は、利用許可書と一緒に郵送する口座振替用紙に必要事項を記入のうえ、公金取扱金融機関の窓口で手続きを行ってください。

口座振替の手続きができていない場合は納付書を送付しますので、納付期日までに納付書に記載されている本市の公金取扱金融機関でお支払いください。

りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、池田泉州銀行、関西みらい銀行、紀陽銀行、南都銀行、京都銀行、枚方信用金庫、大阪厚生信用金庫、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、成協信用組合、のぞみ信用組合、近畿労働金庫、大阪東部農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

※令和6年4月1日から、三井住友銀行本支店の窓口での納付書払いは、手数料が別途かかりますので、ご注意ください。口座振替は引き続き利用できます。